

国際日本文化研究センター25年史刊行委員会規則

平成20年9月11日制定
最終改正平成22年3月19日

第1条 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に国際日本文化研究センター25年史刊行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、センターの創立からの研究・教育活動等の調査・資料収集等を行い、「25年史」の刊行に関する事項を審議する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- （1）専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者 若干名
 - （2）他所長が必要と認める者 若干名
- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項の委員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（定足数・議決）

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 前2項に規定するもののほか、委員会の議事の運営に関し、必要な事項は委員会が定める。

（25年史編纂室）

第6条 委員会に国際日本文化研究センター25年史編纂室（以下「編纂室」という。）を置く。

- 2 編纂室は、「25年史」の企画、立案及び編纂に関する業務を行う。
- 3 編纂室に、室長、室員及びその他職員を置く。
- 4 室長は、委員会の委員のうちから所長が指名する。
- 5 室長は、編纂室の室務を掌理する。
- 6 室員は、委員会の委員及びセンターの事務職員をもって充て、所長が命ずる。
- 7 室員及びその他職員は、編纂室の業務に従事する。

8 前7項に規定するもののほか、編纂室の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する事務は、管理部総務課において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年9月11日から施行する。

2 この規則の施行後最初の委員会の委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。